

第3章 施策・重点事業

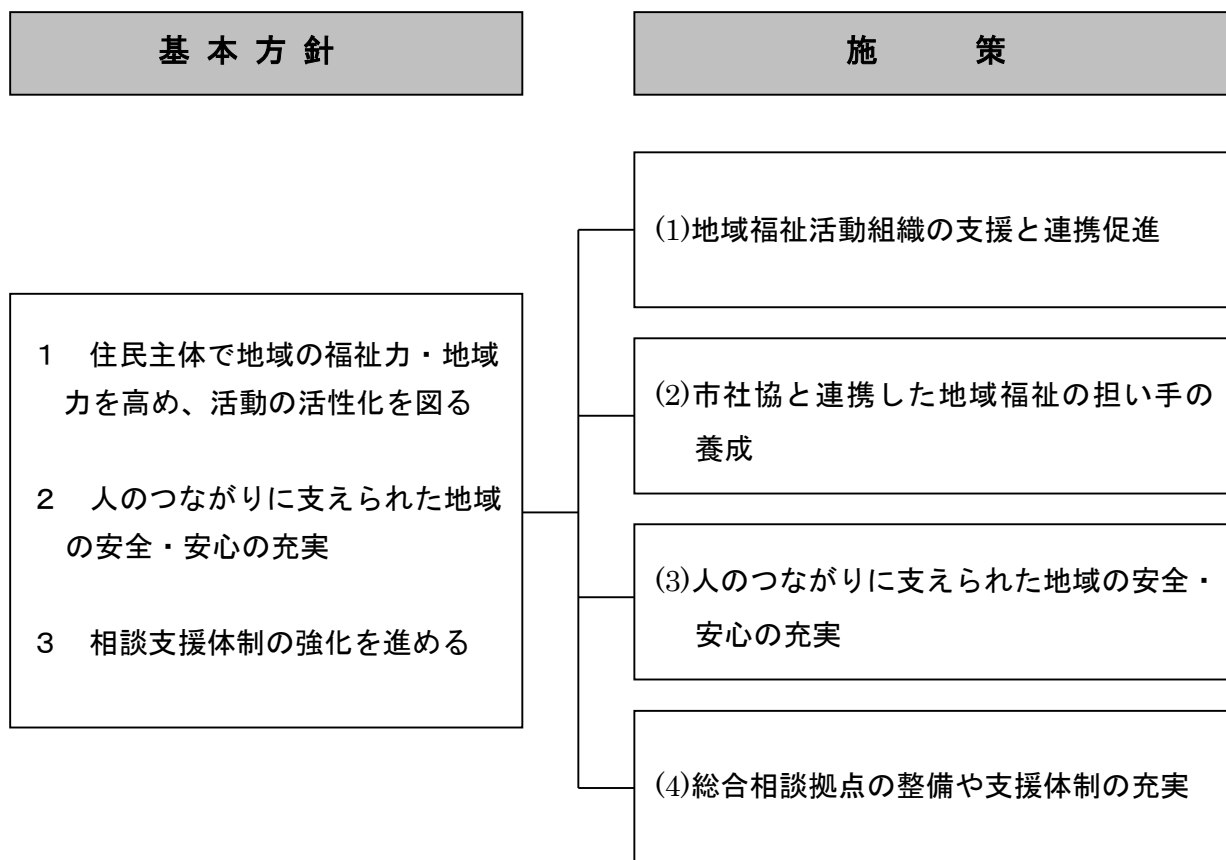


図 基本方針と施策体系

優先度の高いものから取り組む

地域には様々な課題がありますが、人材・予算・時間などの制約があるため、それらのすべてに取り組むことは困難です。そこで、計画期間における重点事業を定め、事業ごとに活動主体や事業の概要、実施の時期と目標を示しています。

施策 1	地域福祉活動組織の支援と連携促進
-------------	-------------------------

■ **現状と課題**

地域福祉活動の中心組織づくりに受け継がれた市民会議

○本市は、市民会議参画の下で第1次計画（平成18（2006）年度）を策定し、そのメンバーが計画の実践を担ってきました。市民会議は地区社協の部会組織に移行するなど、人材や取り組みが地域福祉活動の中心組織に受け継がれ、現在も継続的に活動を行っています。

表 地区社会福祉協議会の活動

地区社会福祉協議会		松が丘小	朝霧小	大蔵	錦城	大観小	王子小	林小	貴崎小	花園小	藤江小	和坂小	鳥羽小	沢池小
委員会・部会の設置		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業実施	ミニケア・ふれあいサロン数	7	5	4	4	3	2	4	3	2	10	7	3	2
	福祉啓発事業	○	○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-
	福祉スクール	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
	ふれあい会食事業	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	ふれあい訪問事業	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○
	ボランティアサポーター数	1	-	1	1	-	-	2	1	1	1	3	1	-
	ボランティア交流会	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○
ブロック		明石ブロック					西明石ブロック							

		大久保	大久保小	山手小	江井島	高丘	魚住東	魚住	二見
委員会・部会の設置		-	-	-	-	-	○	○	○
事業実施	ミニケア・ふれあいサロン数	4	9	7	1	13	9	10	3
	福祉啓発事業	-	○	○	○	○	○	○	○
	福祉スクール	-	○	○	○	○	-	-	-
	ふれあい会食事業	○	○	○	-	○	-	○	○
	ふれあい訪問事業	-	-	○	-	-	-	○	-
	ボランティアサポーター数	4	1	-	-	3	3	3	5
	ボランティア交流会	○	○	○	○	○	○	○	○
ブロック		大久保ブロック					魚住・二見ブロック		


各地区で進む地区社協の体制づくり

- 平成 24（2012）年度に 12 であった地区社協は、小学校区への分割が進み、平成 27 年度には 21 地区となっており、住民主体の中心組織づくりが進んでいます。
小地域に分割されていくことで、地域特性がより鮮明となり、各地区に合わせた支援が必要となります。
- 市社協は、地区担当職員を配置して（平成 27 年度 7 名体制）、地域福祉活動の旗振り役である地区社協の活動を支えています。地区担当職員は、課題解決に向けた地区社協の活動を支えるとともに、地域の困りごと相談窓口や地域福祉コーディネーターとしての役割を果たしています。
- また、地区担当職員 7 名全員がボランティアセンター事業等との兼務であり、市社協では「地区社協活動計画づくりとその実践」を目標として、中学校区ごとの職員配置をめざしています。

地区担当職員の機能拡充と配置の促進

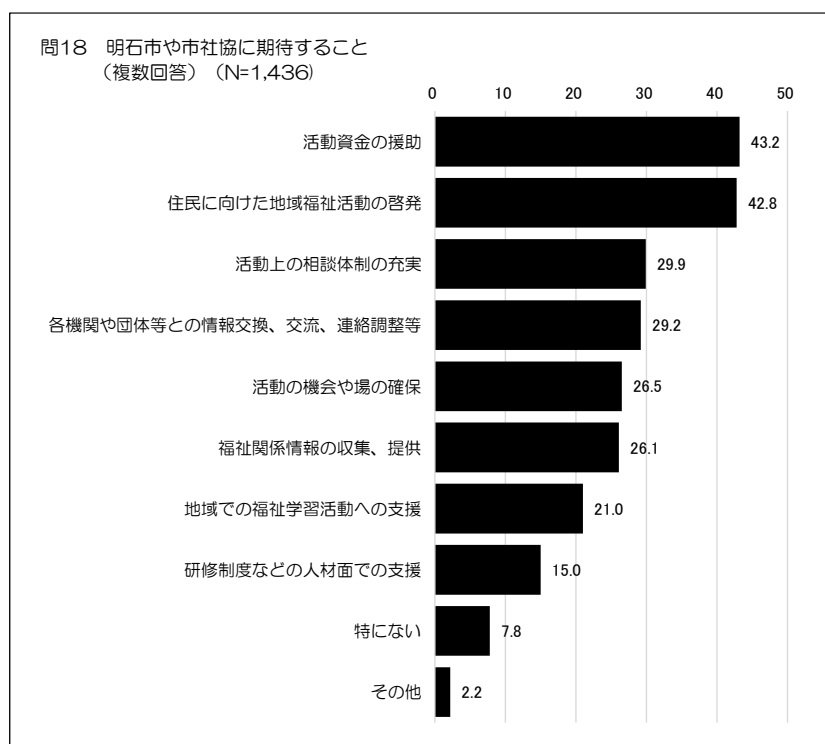
- 本市では平成 29（2017）年度からの介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の開始に向け、平成 27（2015）年度から生活支援体制整備事業を市社協に委託し、2 地区でモデル事業を実施しています。地区担当職員は地域資源の把握やネットワーク構築等、生活支援コーディネーターとしての役割を担いつつ、事業の立ち上げを支援しています。
- 国は、地域において生活支援サービスの提供体制構築に向けたコーディネート機能を果たす者を、「生活支援コーディネーター」として定義しています。本市においては、新しい総合事業導入に向けて、地区担当職員について生活支援コーディネーターの機能を拡充し、順次配置することにより多様な日常生活支援体制の充実、強化を図ります。

表 地区担当職員（地域福祉コーディネーター）の機能拡充と配置促進

配置	7 名（平成 27 年度）  13 名（平成 32 年度）
これまでの機能	<p>○地区社協とともに地域福祉の課題解決をめざす。 役割</p> <p>①地区社協の事務局支援 ②市社協や市などにつなぐ相談窓口 ③団体間のコーディネート（連携調整）</p>
拡充する機能	<p>○生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う。</p> <p>①地域の高齢者支援のニーズと地域資源（担い手）の状況を把握する ②担い手の組織化や担い手によるサービス開発を支援する ③担い手間、支援者間のネットワーク化を図る ④地域のニーズと地域資源のマッチングを図る</p>

まちづくり施策との連携、調整

- 本市では、協働のまちづくり推進組織による住民主体のまちづくり活動を支援しています。地域福祉活動は、まちづくり活動における中心課題であることから、まちづくり施策と地域福祉施策が縦割りにならないように、住民本位の視点で施策連携が求められています。
- 明石市や市社会福祉協議会に期待することでは、活動助成、市民の啓発、相談体制、団体や組織間の連携調整、場所の確保、情報提供などが期待されています。



(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成 27 年 7 月)

担い手のニーズ把握調査から

- 対象者などの困りごととしては、通院、買い物等の生活支援や、健康管理や介護、人のつながりが弱いことによる緊急災害時の不安等が上げられています。
- 明石市や市社会福祉協議会に期待することでは、活動助成、市民の啓発、相談体制、団体や組織間の連携調整、場所の確保、情報提供などが上げられています。

(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成 27 年 7 月)

- 市社協では山手、藤江の 2 地区を新総合事業のモデル地区として、地区社協とともに地域の資源収集から始めています。「事業を導入していくにあたり、どのように進めていくか現場職員の対応が難しい」、「行政主導、専門職主導ではなく、地域ぐるみで進めていかないと上手くいかない」、といった意見があります。

(担い手ヒアリング調査 対象：NPO、ボランティア団体、学生ボランティア、相談機関 時期：平成 27 年 7 月)

■ 重点事業

1-1 地域福祉活動の啓発、活動支援と組織間の連携、調整(拡充)

- 市社協を通じた地域福祉活動団体への支援、啓発活動
 - ・地区社協の活動を支え、地域の相談窓口や地域福祉コーディネーターとしての役割を果たすために、本市は市社協を通じて地区担当職員の配置を促進します。
 - ・あわせて、地区担当職員による地区社協の活動支援をサポートし、住民に向けた地域福祉活動の啓発を図ります。
- 地域福祉活動団体間や行政、各関係機関との連携充実
 - ・本市は地区担当職員による、地域の相談窓口や地域福祉コーディネーターとしての役割が果たせるようその活動を支援し、地域福祉活動団体や各関係機関を含む組織間の連携調整といった、活動団体のニーズに応じていきます。
- 生活支援コーディネーター配置検討等、市社協の相談体制強化へ向けた支援
 - ・平成 29 (2017) 年度の新しい総合事業の導入をめざして、地区担当職員について生活支援コーディネーターの機能を拡充するとともに、中学校区ごとの配置を目指します。

1-2 まちづくり施策との連携、調整(継続)

- 市民協働推進室、コミュニティ創造協会等まちづくり施策関係機関との連携
 - ・まちづくり施策と地域福祉施策が縦割りにならないように、まちづくり協議会、地区社協等地域団体やNPO、ボランティア等との情報共有、連携において、市民協働推進室の担当部署、コミュニティ創造協会や市社協とともに住民本位の視点で本市における施策連携、調整を図ります。

1-3 活動拠点の確保支援策の検討(継続)

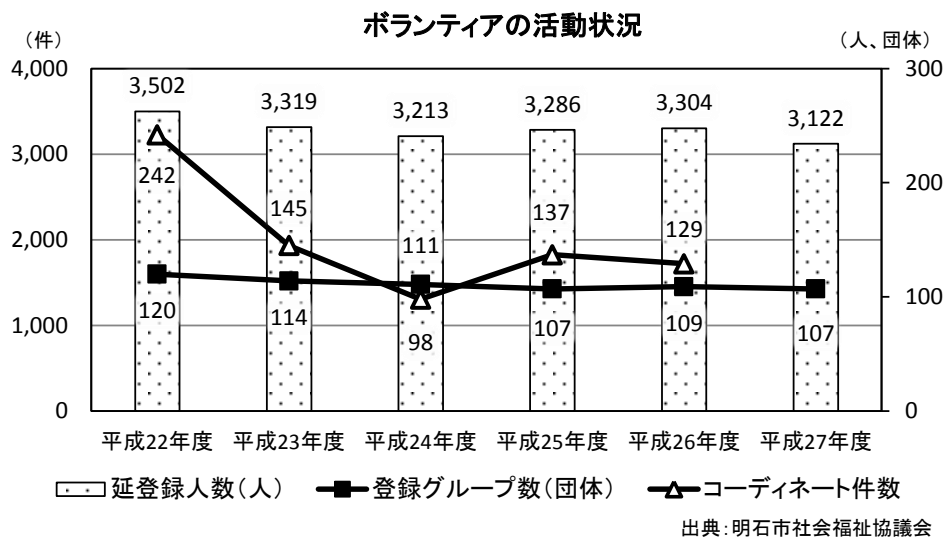
- 活動拠点確保支援策について関係機関と検討
 - ・地域福祉活動団体の活動拠点の確保策について、本市の担当部署や市社協と連携して、より身近な場所での拠点確保策を検討します。

施策 2 市社協と連携した地域福祉の担い手の養成

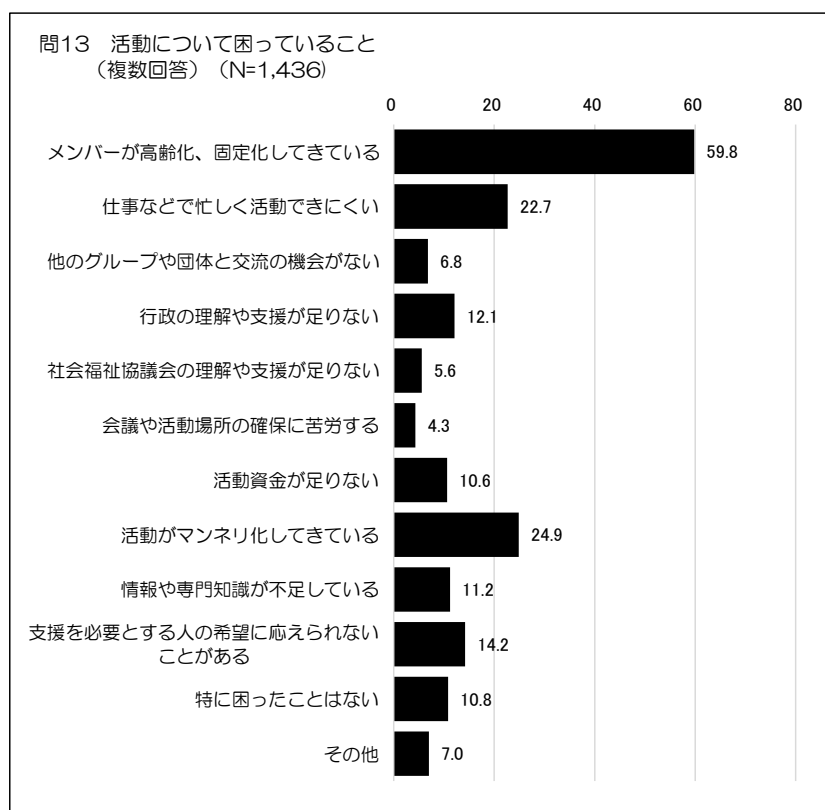
■ 現状と課題

求められている担い手の裾野を広げる取り組み

○本市では、市社協のボランティアセンターの活動支援を通じて、地域福祉活動の担い手確保を図っています。

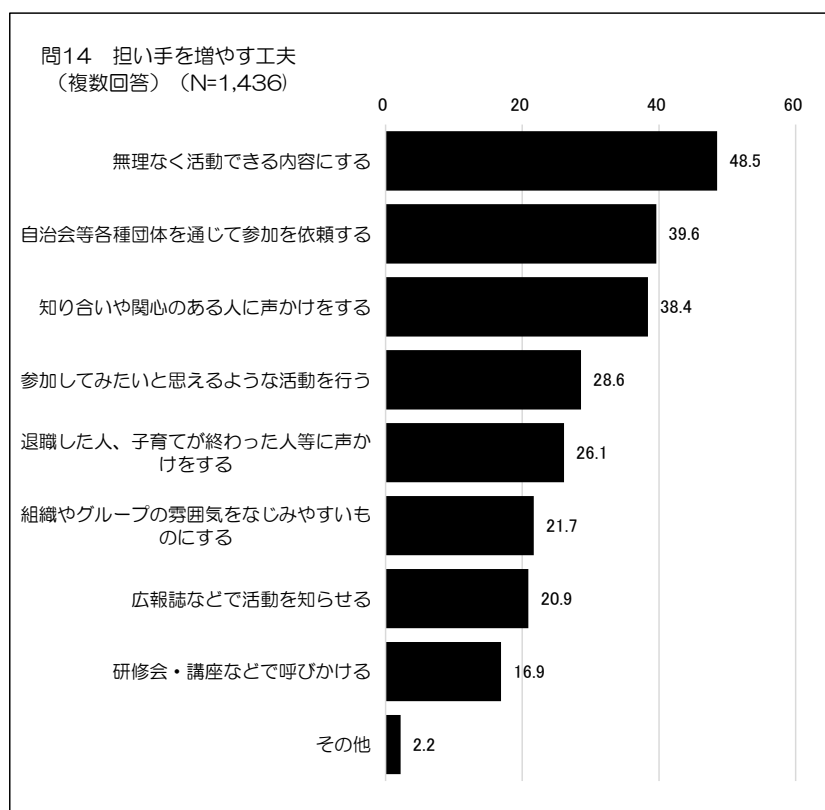


○担い手ニーズ把握調査からみると、活動で困っていることは人材の高齢化や固定化が突出しており、その他にお金、場所等が続いています。若い世代の参加促進や世代交代が課題となっており、活動の活性化に向けた支援策が求められています。活動に関わる意識として、約7割に今後も活動を続けたいという意向がある一方で、全体の約6割が負担感を感じており、負担軽減策が求められています。



(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成27年7月)

- 市社協では、学校現場における福祉体験学習や福祉スクールによる次世代の担い手養成や、身近な地区単位のボランティア交流会によって、裾野の拡大に取り組んでいます。
- 新たな取り組みとして、本市と市社協が共同してあかねが丘学園の講座を担当しており、団塊世代をターゲットとした担い手確保策をスタートさせています。
- 市社協では、今後中学校区ごとの高齢者大学との関わりを持つ方向も見据えながら、新たな担い手確保策の検討を進めています。
- 担い手ニーズ把握調査からみると、担い手を増やす工夫として、「負担感軽減」、「自治会との地域連携」、「活動経験者からの声かけ」、「退職者や子育てが終わった人など新しい層への働きかけ」、「広報の工夫」などが上げられています。



(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成27年7月)

担い手のニーズ把握調査から

- 担い手の年齢をみると65歳以上が6～8割を占めており、高齢者が地域福祉活動を支えています。高齢化とメンバーの固定化が生じており、若い世代の参加促進や世代交代が課題となっています。
- 担い手が活動で困っていることは、人材の高齢化や固定化が突出しており、お金、場所等が続いています。活動の活性化に向けた支援策が求められています。
- 活動に関わる意識として、約7割に今後も活動を続けたいという意向がある一方で、全体の約6割が負担感を感じており、負担軽減策が求められています。
- 担い手を増やす工夫として、「負担感軽減」、「自治会との地域連携」、「活動経験者からの声かけ」、「退職者や子育てが終わった人など新しい層に働きかけ」、「広報の工夫」などが上げられています。

(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成27年7月)

- 「NPOは明石市や市社協と一緒にあって、新しい事業が起こしやすい」「明石市と一緒に新しい事業に取り組めるNPOでありたい」といった意見があります。また、まちづくり協議会などの地域組織と一緒に取り組んでいる実績を活かして、「NPOのノウハウを活かして地域の活動を支援したい」といった意見があります。

○ボランティアをやりたい学生は沢山いるなかで、大学のボランティア支援室は学生に知られていないことから、「大学のボランティア支援室との連携を図ってはどうか」といった意見があります。

○高校ボランティア同好会には、「継続して関わっていききたいことから高齢者施設との橋渡し役になって欲しい」といった意見があります。また、ひとり暮らし高齢者の見守りなど、「生徒が通学途中で気軽に参加できるような身近なボランティア活動をしたい」「学生ボランティアの活動に対して、交通費やお弁当代などの活動助成を行って欲しい」といった意見があります。

(担い手ヒアリング調査 対象：NPO、ボランティア団体、学生ボランティア、相談機関 時期：平成27年7月)

■ 重点事業

2-1 市社協のボランティアセンターの活動支援(継続)

- 市社協を通じてボランティアセンターの活動を支援
 - ・ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしたい人をつなぐボランティアコーディネートが円滑に行えるよう、市社協ボランティアセンターの機能強化を支援します。
- ボランティアセンター活動についての広報、啓発活動
 - ・ボランティアセンターの活動について市広報などでPRを図るとともに、高齢者福祉、生涯学習施策などの地域福祉以外の窓口からもPRを図ります。

2-2 元気高齢者への地域福祉活動啓発、支援(継続)

- 元気高齢者のボランティア活動支援
 - ・市社協、あかねが丘学園等関係機関と連携し、新たな担い手である定年退職者等元気高齢者の意識啓発を図ります。
- 民生委員児童委員欠員へのすみやかな補充
 - ・市広報を活用した民生委員児童委員活動をPRするとともに、自治会やまちづくり組織、地区社協やボランティア団体と連携して民生委員児童委員の担い手確保を図ります。

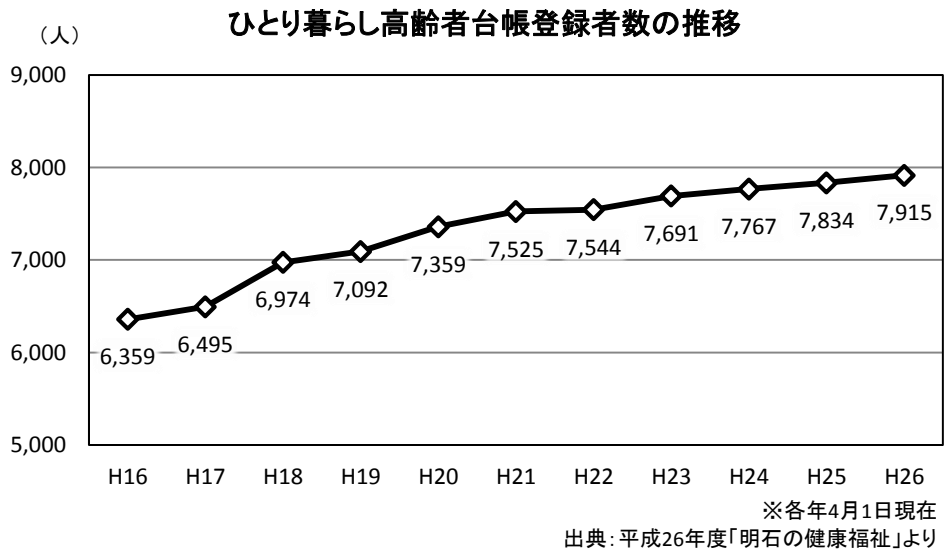
2-3 市社協、コミュニティ創造協会と連携したNPO、学生ボランティアの活動促進 (新規)

- 市社協と連携した学生ボランティアへの活動支援
 - ・市社協とともに、大学、高校のボランティアサークルと懇談会を行うなど、新たな担い手確保を目指して、学生ボランティアとの情報交換、連携を図ります。
- コミュニティ創造協会との連携強化
 - ・コミュニティ創造協会と地域支援の在り方や市民活動コーナーの機能充実に向けた検討を進めます。さらに行政、市社協、コミュニティ創造協会が連携し、各分野別に蓄積されている情報を整理・統合し、NPO、ボランティア等各団体の連携、情報共有を促進するしくみづくりを行います。

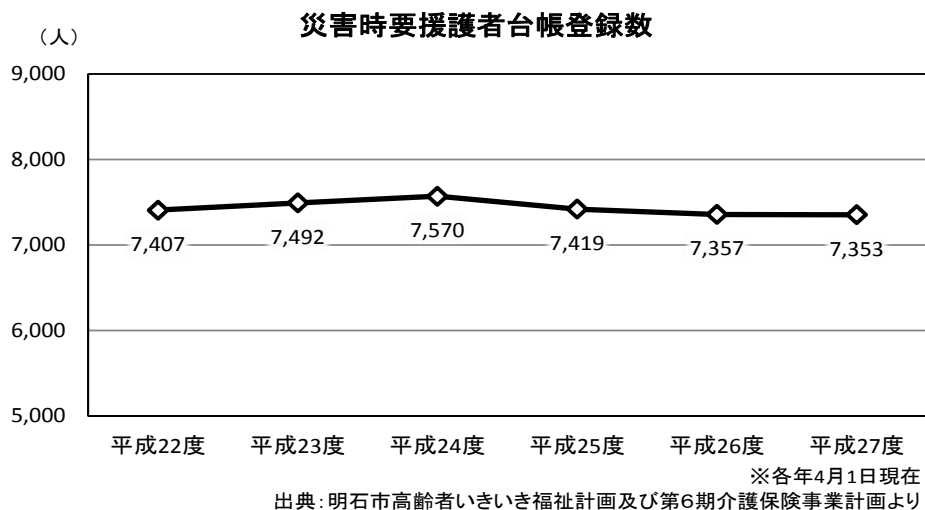
■ **現状と課題**

日常の見守りから緊急災害時の支援の拡大

- 本市では「要配慮者支援マニュアル」に基づき、要配慮者情報の収集や登録、地域との共有を図っています。「災害時要援護者ガイドライン」に基づき、避難支援体制・個別支援計画づくりを支援しています。
- 民生児童委員協議会において障害者の避難地図づくり、市社協では災害ボランティアの登録、自治組織では防災訓練において災害時要援護者の避難訓練を取り入れる地域が増えています。
- 日常生活の見守りから緊急災害時までを範囲とした、地域ぐるみの要配慮者支援の取り組みを広げていくことが求められています。



災害時要援護者（避難行動要支援者）台帳登録者数の推移

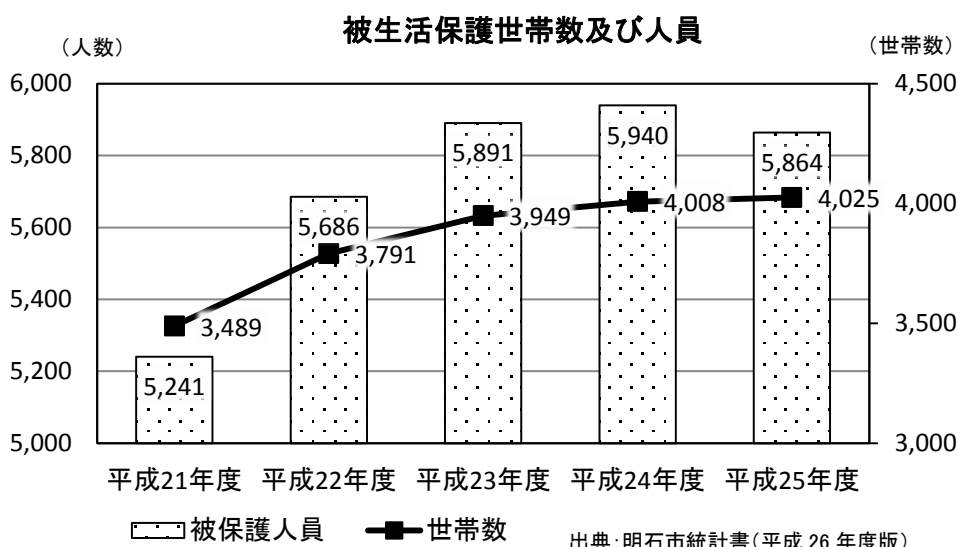


障害者の地域生活の支援

- 障害者作業所では、自治会に入って清掃活動に参加する、バザーを開いて地域住民に来てもらうなど、障害者を理解してもらう働きかけを行っています。しかし、障害者福祉に係るNPOからは「障害者について地域の理解を得ることが難しい」「障害者施設は物件を借りることが難しい」といった意見があります。
- 相談機関からも、特に「精神障害者に対する理解が進んでいない」といった意見があり、障害者と地域の橋渡しをするなど、地域における障害者理解の促進が求められています。

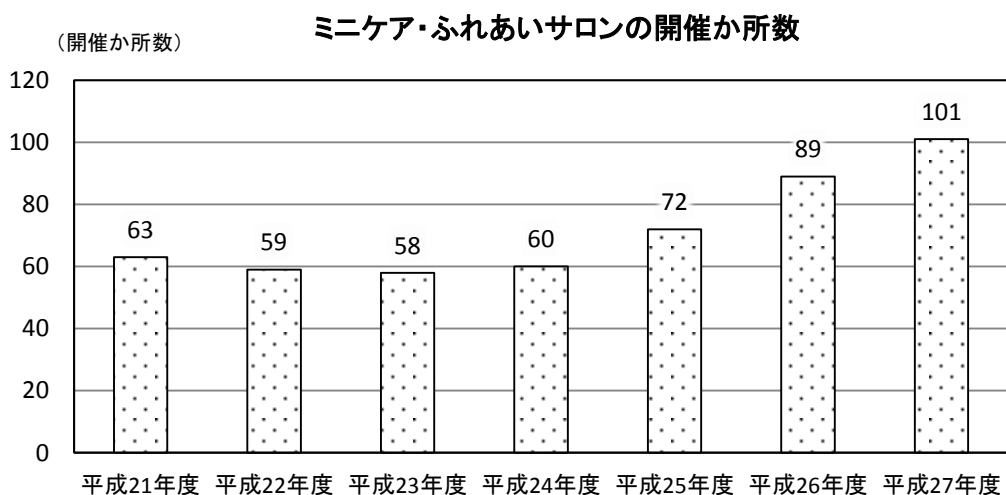
地域ぐるみの生活困窮者支援

- 本市では、生活困窮リスクの高い層の増加を踏まえて、生活保護に至る前の自立支援を図るために、自立相談支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金事業、学習支援事業等に取り組んでいます。
- これらの事業を実施するとともに、生活困窮者の早期把握や見守りを行う地域ネットワークを構築することで地域ぐるみの生活困窮者支援が求められています。



孤立を防ぎ人のつながりを創り出す活動

- 市社協では「花見会」「ミニケア・ふれあいサロン」など、高齢者の孤立を防ぎ人のつながりを創る活動を支援しています。地区社協の小学校区化とともに、自治会単位のサロンが立ち上げられており、毎年増加しています。集いの場に出てくるのが難しい人のために、「ふれあい訪問事業」を実施しており、9地区で日常生活の見守りを行っています。
- 相談機関からは、参加者の高齢化が進んで送迎が必要な段階になっている、歩いて行ける身近なサロンの開設が求められている、といった意見があります。
- 要支援1・2の高齢者等について、日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められています。生活支援サービス基盤整備事業の実施により、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくことが重要です。



出典：明石市社会福祉協議会

地域ぐるみの子育て支援

- 本市では子育て中の親の不安感や孤立感の解消に向けて、子育て支援センター等の地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりを進めています。また民生委員児童委員による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）では、子育てに関する情報提供だけでなく、保護者から育児に関する話を聞くことで、育児の孤立化を防いでいます。さらにスクールガード等による地域の安全・安心の充実が図られています。
- 子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子どもの健やかな育ちを支援していくために、関係機関やNPO、ボランティア等の子育て支援団体との連携を進めていくことが求められています。

担い手のニーズ把握調査から

- 地域福祉活動の対象者をみると、現状では高齢者の活動が多くなっており、ニーズに基づき、障害者、介護者、子育ての方に対象を広げていく事が考えられます。
- 対象者などの困りごとは、通院、買い物等の生活支援や、健康管理や介護、人のつながりが弱いことによる緊急災害時の不安等があります。

(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成 27 年 7 月)

- 障害者福祉に係る NPO からは、「日常的な交流の場をつくって、障害者に対する意識を変えていきたい」といった意見があります。
- 障害者の相談機関についても、作業所は施設を開いていくことで地域の理解を広げていきたいと考えており、「作業所と地区社協をつないでいきたい」と行った意見があります。日常生活の身近なものとして、障害者に触れるカリキュラムが必要である、明石市は幼児教育、小中学校で障害児と一緒に学んでいる、その環境を障害者理解の場として活かしたい、といった意見があります。「障害児の療育を充実させたい」「子育て支援に係る団体との連携を広げたい」「孤立しがちな中途障害者を支援していきたい」といった意見があります。
- 高齢者の食事支援に係る団体からは、「地域包括ケアの食を支えたい」「地域の居場所や介護予防に取り組みたい」といった意見があります。
- 高齢者の相談機関からは、新しい集合住宅は人のつながりが弱く、誰が住んでいるのか分からない状況である、震災復興住宅、公営住宅は特に高齢化が進んでおり、生活困窮層も多いなど、「地域の特性によって、さまざまな課題を抱えた地域がある」といった意見があります。
- 相談機関からは、サロン参加者の高齢化が進んで送迎が必要な段階になっていることから、「歩いて行ける身近なサロンの開設が求められている」といった意見があります。在宅介護支援センターや地域組織と連携して高齢者の孤立を防ぐサロンの立ち上げを働きかけていきたい、サロンに出てくるのが難しい高齢者に対して、ふれあい訪問を広げていきたい、といった意見があります。

(担い手ヒアリング調査 対象：NPO、ボランティア団体、学生ボランティア、相談機関 時期：平成 27 年 7 月)

■ 重点事業

3-1 災害時要援護者(避難行動要支援者)支援の拡大(拡充)

- 自治会、町内会への災害時要援護者（避難行動要支援者）台帳の登録者名簿取得とその活用に向けた働きかけ
 - ・本市では「避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を平成28年9月に施行する予定です。改正災害対策基本法の規定のうち、避難行動要支援者名簿について、改めて条例化することで、広く市民に防災についての理解を広げ、地域をはじめとする関係団体との連携強化を図っていきます。
 - ・本市の防災担当部署と連携して先進地域の取り組み情報を発信することで、自治会、町内会の台帳登録者名簿の取得、及び、地域での防災活動における名簿情報の有効活用を促進していきます。
- 自治会、町内会と民生児童委員協議会との地域連携支援
 - ・自治会、町内会と民生委員児童委員の連携を図り、地域ぐるみの活動を支援することで、災害時要援護者（避難行動要支援者）台帳登録の促進や、台帳を活用したマップづくり、要援護者が参加する避難訓練の実施などにつなげていきます。
- 災害時等の避難支援
 - ・災害発生時に、自ら避難することが特に困難な要援護者に対する安否確認や避難支援等、台帳情報の有効活用を含めた災害時の安全確保向上に取り組めます。

3-2 障害者の地域生活の支援(拡充)

- 「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」、「障害者への配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」に基づいた取り組みの実施
 - ・本市の障害者施策や、障害者差別解消支援地域協議会の委員等との連携を図り、地域福祉活動における、障害者一人ひとりに対する、必要性やその場の状況に応じた個別的な対応（合理的配慮）の具体化に向けた検討を行います。
- 地域における障害理解を深める啓発活動の実施
 - ・障害者団体、障害者福祉に係るボランティアの協力を得て、地区社協を通じた地域における障害理解を深める啓発活動を支援します。

3-3 地域で見守り支える子どもや子育て(新規)

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や子育てサロンの周知、啓発

- ・民生委員児童委員が行っている、こんにちは赤ちゃん事業による地域との繋がり促進や、地区社協を通じた子育てサロンの取り組みについての地域PRによって、地域ぐるみの子育て支援の機運を広げていきます。

○NPO、ボランティアとの連携

- ・本市と市社協が連携して、子育てに係るNPOやボランティアと地区社協等への橋渡しを行うことにより、子育て支援に係る地域での活動を支援します。
また、スクールガード等防犯対策関係機関と連携し、地域の安全、安心を高めていきます。

3-4 地域ぐるみの生活困窮者支援（新規）

○多様な課題を抱えた生活困窮者に対する相談支援体制の構築

- ・生活困窮者の早期把握や見守りを行う地域ネットワークを構築することで地域ぐるみの生活困窮者支援の充実を図ります。

■ 現状と課題**地域包括ケアシステムの構築と生活支援サービスの構築**

- 地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に供給されることで、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられることを目指すものです。
- 本市では、2つのブロック（明石・西明石ブロック、大久保・魚住・二見ブロック）の総合的な拠点として「地域包括支援センター」を運営しており、市社協と医師会がセンターの運営を担っています。中学校区圏域では、在宅介護支援センターが身近な拠点となっています。在宅サービスゾーン協議会において、フォーマル、インフォーマルサービスの連携を図っており、在宅介護支援センターが事務局を担っています。
- 本市では、地域包括支援センターのあり方について検討が進められています。また、要支援を対象とした新事業に対応するために、平成 29（2017）年度導入をめざして「生活支援サービスの基盤整備モデル事業」に取り組んでいます。

ワンストップ総合相談拠点と身近な困りごと相談

- 本市では、全市における障害者の相談拠点として、「基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」を市社協に委託し運営しています。障害者や事業所が参加する地域自立支援協議会の事務局として、課題解決に向けた情報交換や、新たなサービス開発の取り組みを支援しています。
- 総合福祉センターにおいて、高齢者や障害者の生活支援や権利擁護のために、「後見支援センター」が開設されています。「基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」、「後見支援センター」「地域包括支援センター（市東部）」が揃うことで高齢者、障害者のワンストップ総合相談拠点となっています。
- 将来的には、後見支援センターにおける未成年後見の相談支援を含め、児童・高齢・障害等の各分野を包括的に捉え、権利擁護機能を高めた総合相談支援体制の構築を図っていく事が課題となっています。

後見制度の普及や合理的配慮の実現など権利擁護の取り組み

- 市社協は「日常生活自立支援事業」を実施しており、判断が困難な高齢者や障害者の金銭管理や福祉サービス利用の相談を支えています。
- 後見支援センターは、権利擁護の担い手を広げるために市民サポーターとして市民後見人養成講座を実施しています。また、市社協による法人後見実施を予定してお

り、権利擁護や後見制度を広げようとしています。

- 本市では「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を制定し、「障害者への配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」制定に向けた検討を行っています。合理的配慮に対する理解を広め、障害者と一緒になって実現をめざす取り組みが求められています。

地域ぐるみの認知症施策の推進

- 国は「新オレンジプラン」を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。
- 本市においても、認知症支援に関する地域ぐるみの施策を地域福祉計画に位置づけ、取り組んでいくことが求められています。市社協では、民生委員児童委員をはじめ、多くの方の協力を得て、「要援護者見守り SOS ネットワーク事業（認知症対策）」を実施するなど、地域ぐるみの認知症施策を進めています。

地域福祉活動の財源確保

- 景気の後退や地縁の希薄化などを背景に、社協会費や共同募金の額が、ここ数年目標額を下回っています。
- 共同募金配分事業では、市社協における広報活動や車いす貸出事業、福祉機器リサイクル事業等のほか、地区社協活動費や各種団体への活動助成等に配分しています。
- 自主財源確保の面から、社協会費の確保や共同募金の推進、介護保険事業の収益の維持を図っていくことが課題となっています。

情報発信手段の拡充

- 市社協の取り組みについて住民の参画や理解を得ていくため、広報紙やホームページなど、多様な情報発信の更なる充実を図る必要があります。

プロパー（専従）職員を中心とした体制づくり

- 地域の特性に根ざしたきめ細やかな対応が果たせるように地区社協における事務局機能を高めるため、市社協において地区担当制拡充の必要があります。
- 地域やボランティアと市社協との協働関係を継続的に深めていけるよう、地域福祉の専門性のある職員を中心とした体制づくりが課題となっています。

担い手のニーズ把握調査から

- 地域における連携先として、自治会・町内会に加えて、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどが上げられています。
- 実際の相談先は、仲間や身近な間柄が中心となっており、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどの専門職は気軽な相談先とはなっていないことがうかがわれます。
- 明石市や市社会福祉協議会に期待することでは、活動助成、市民の啓発、相談体制、団体や組織間の連携調整、場所の確保、情報提供などが期待されています。

(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成27年7月)

- 高齢者の相談機関から、以下のような意見があります。身寄りのない認知症や精神障害者、触法者など、地域で支えきれない困難なケースの相談が増加するに伴い、自治会代表などの地域リーダー、キーパーソンに負担が集中しており、専門職の支援がないと地域だけで支えることは難しくなっています。
- 市社協の地域包括支援センターでは地域診断「地域アセスメント」を実施し、中学校区単位の課題を整理しており、結果を基に地域課題の解決に向けて、在宅介護支援センターと連携して取り組んでいきたい、と考えています。明石市における地域包括支援センターの在り方検討において、在宅介護支援センターとの役割分担が求められています。
- 高齢者福祉事業所において、認知症カフェの取り組みが広がりつつあります。「包括からも職員が参加し、運営を支援していきたい」といった意見があります。
- 地域包括支援センターでは、ゴミ屋敷の対応において明石市の関係課と連携して解決に当たっています。保証人がいないひとり暮らしの高齢者に対して入居拒否があつて賃貸住宅を借りることが難しいなど、地域包括ケアの住まいの課題についても対応が求められています。

(担い手ヒアリング調査 対象：NPO、ボランティア団体、学生ボランティア、相談機関 時期：平成27年7月)

■ 重点事業

4-1 地域包括ケアシステムや生活支援サービス構築に向けた取り組み(新規)

○地域包括ケアシステムの実現

- ・地域包括ケアシステムの構築実現に向けて、市社協や医師会、自治会、民生委員児童委員等関係機関との施策調整を図ります。
- ・市社協の地区担当職員について生活支援コーディネーターの機能を拡充することにより、新しい総合事業の平成 29（2017）年度導入をめざします。

4-2 高齢者や障害者の総合相談体制や権利擁護の充実(拡充)

○総合相談窓口の広報、啓発活動

- ・高齢者、障害者のワンストップ総合相談拠点として、各分野を包括的に捉えた総合相談支援体制の構築を図っていきます。
- ・権利擁護の担い手を広げる権利擁護支援員として市民後見人養成講座を実施するとともに、法人後見体制を確保することで権利擁護や後見制度を広げます。

○市社協の体制強化に向けた支援

- ・地域福祉活動についての理解を進め、自主財源の確保や情報発信の充実など、市社協への体制強化に向けた支援を行います。

4-3 地域ぐるみの認知症支援(新規)

○市社協を通じた、地域福祉活動団体への支援、地域における認知症支援の充実

- ・「要援護者見守り SOS ネットワーク事業（認知症対策）」をはじめ、認知症支援に関する地域ぐるみの施策を地域福祉計画に位置づけ、取り組んでいきます。

○認知症サポーターキャラバン等認知症理解を深めるための取り組み支援

- ・地域包括支援センター等と連携し、認知症理解を広めるサポーターや、講師役としてのキャラバンメイトの養成を図るなど、認知症支援の取り組みを推進します。

□ 進行管理

市と市社協の連携・協力による進行管理

- 市と市社協による定期的な進行管理を行います。
- 地区社協をはじめ地域や活動団体の意見を聞く機会を設け、活動を振り返りながら計画を推進します。
- 庁内関係課とも情報共有を図り、計画を推進します。

<用語解説>

自助・互助・共助・公助

自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持。

互助：相互に支え合っている点で共助と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

共助：介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担。社会保険のような制度化された相互扶助。

公助：税による公の負担。自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で、必要な生活保障を行う社会福祉等。

市民会議（地域福祉推進市民会議）

市民会議委員は13中学校のグループで構成され、平成17年度の第1次計画策定に参画しました。当初108名からスタートし、平成22年度には170名となり活動の輪が大きく広がってきました。地域福祉推進アドバイザーをはじめ、ファシリテーター役を担う中学校区担当ワーキンググループ（市・市社協の若手職員）、コンサルタントを配置し、行政と市民、市民と市民が一丸となって計画の実践に取り組んできました。

市民会議のメンバーは第2次計画期間中に、地区社協やまちづくり組織などの部会に移行して、地域福祉活動の中心組織として活動を継続しています。

地区社会福祉協議会（地区社協）

市社協の地域福祉活動計画では、地区社協を「それぞれの地区における、地域福祉活動の中心組織」として位置付けています。地区社協は、支え合いの輪を広げ、安心して暮らせる地域づくりを目指す「地域福祉活動の旗振り役」としての役割を果たすことが期待されています。

地区社会福祉協議会の役割 地域福祉活動の旗振り役

- ① “輪を広げる” 団体間の活動をつなげて輪を広げる
- ② “窓口となる” 市や市社協、関係機関につなげる窓口となる
- ③ “場をつくる” 地域福祉の課題を共有する住民参加の場をつくる
- ④ “計画をつくる” 地区の課題解決に向けた計画づくりの中心となる

地区担当職員（地域福祉コーディネーター）

地区担当職員の役割は、①地区社協の事務局支援、②市社協や市などにつなぐ相談窓口、③団体間のコーディネート（連携調整）であり、地区社協とともに地域福祉の課題解決をめざしています。市社協の活動計画では、地区社協の活動支援やつなぎ役となる地区担当職員を段階的に配置するとしています。市は市社協と連携して、地域福祉コーディネーターとなる市社協の地区担当職員の配置を支援しています。

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

本市では、平成29（2017）年度に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の導入をめざしています。市社協では、平成27（2015）年度に山手地区、藤江地区でモデル事業をスタートさせており、地区担当職員が事業の立ち上げを支援しています。

要支援者等には、地域包括支援センターによるケアマネジメントの実施により、訪問型・通所型サービスのほか、配食、安否確認などの生活支援サービスの利用や体操教室等の一般介護予防事業などといった多様なサービスを一体的に提供することになります。新しい総合事業に、地区社協、民生委員児童委員、ボランティアなどの地域住民が参加することによって、地域ぐるみで人のつながりや支え合いの仕組みをより強化していくことが求められています。

国では、生活支援コーディネーターについて「高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネ

ネット機能を果たす者」と定義しています。コーディネート機能は、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した上で、以下のように示しています。

- ①担い手の組織化や担い手によるサービス開発支援
- ②担い手間、支援者間のネットワーク化
- ③地域のニーズと地域資源のマッチング

小学校区コミセンを拠点とした住民主体のまちづくり活動

明石市は、市民参画条例、協働のまちづくり推進条例に基づき、自治の基本3原則を「市民参画」「情報共有」「協働のまちづくり」としています。「協働のまちづくり推進条例」では、小学校区をまちづくりの基本的な単位とし、小学校区コミュニティ・センターをまちづくりの拠点とすること、小学校区ごとに多岐にわたる地域課題に総合的に対応する「協働のまちづくり推進組織」を設立し、まちづくりを進めることなど、まちづくりを進める仕組みを定めています。

あかねが丘学園

明石市立高齢者大学校あかねが丘学園は、高齢者の教養の向上、生きがいの創造、地域社会活動の指導者養成を目的に設立された大学校です。60歳以上の高齢者を対象に、ボランティア活動、地域交流や世代間交流、自治会活動など、地域づくりに活躍する人材の育成を目標としています。本市の地域福祉及びコミュニティ担当と市社協が、地域福祉に係る講座を担当しており、卒業後の地域福祉活動への参加を支援しています。

福祉スクール、福祉体験学習

福祉スクール、福祉体験教室は小中学生を対象とした体験、気づきの場であり、障害者や介助者が教師役となって車いすやアイマスク体験を行うなど、次代を担う世代に働きかけを行っています。地区社協を運営主体として、全市に活動を広げていくことをめざしています。

フォーマルサービス

国や地方公共団体など公的機関が行う法律などの制度に基づいたサービス。例、介護保険に関わる事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金等貸付事業など。

インフォーマルサービス

地域住民やボランティアが行う制度外の援助サービス。例、ボランティアセンターを拠点とした事業、地区社協活動の推進など。

合理的配慮

障害者が、その障害の特性に応じて他の者と平等にサービスなどを得るために必要となる変更や調整。例えば、公共機関の利用では、車いす利用者向けのスロープや知的障害者に分かり易い案内表示の設置、視覚・聴覚障害者などの障害に応じたコミュニケーション支援の提供が必要になる。民間事業者については、合理的配慮について過度の経済的な負担を課さないものとしている。

日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な人（契約ができる人）について、生活支援員が福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等をあわせて行う仕組み。市社協では、事業利用者50名、生活支援員7名の実績となっている（平成27（2015）年度）

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害など、判断能力の不十分な方々を保護し生活を支援する制度。日常の金銭管理や財産の管理（金銭管理）、介護サービスの契約など（身上監護）を本人に代わって行う。

明石市地域福祉計画と明石市社会福祉協議会の活動計画の全体像

基本理念 それぞれの地域が、それぞれの特色を活かした方法で 「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」に取り組もう

明石市 第3次地域福祉計画			明石市社会福祉協議会 第2次地域福祉活動計画		
基本方針	施策	重点事業	施策	重点事業	
<p>1 住民主体で地域の福祉力・地域力を高め、活動の活性化を図る</p> <p>2 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実</p> <p>3 相談支援体制の強化を進める</p>	1 地域福祉活動組織の支援と連携促進	1-1 地域福祉活動の啓発、活動支援と組織間の連携、調整 1-2 まちづくり施策との連携、調整 1-3 活動拠点の確保支援策の検討	1 地区社会福祉協議会の活動支援	1-1 地区の特性を活かした地区社協のあり方の再検討 1-2 地区担当職員による地区社協の支援への支援	
	2 市社協と連携した地域福祉の担い手の養成	2-1 市社協のボランティアセンターの活動支援 2-2 元気高齢者への地域福祉活動啓発、支援 2-3 市社協、コミュニティ創造協会と連携したNPO、学生ボランティアの活動促進	2 住民の力を引き出すしくみづくり	2-1 ネットワーク化の推進 2-2 担い手を増やす取り組み 2-3 地域や団体が実施する福祉活動支援の拡充 2-4 災害時におけるボランティア体制の確立 2-5 高齢者・障がい者等の地域生活支援の推進 2-6 生活支援サービス基盤整備事業の推進 2-7 ひとり暮らし高齢者等の新たな見守りのしくみづくり	
	3 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実	3-1 災害時要援護者（避難行動要支援者）支援の拡大 3-2 障害者の地域生活の支援 3-3 地域で見守り支える子どもや子育て 3-4 地域ぐるみの生活困窮者支援	3 公的サービスの推進	3-1 明石市立総合福祉センターの管理運営 3-2 高齢者・障がい者の総合相談窓口の拡充 3-3 明石市社会福祉協議会居宅介護支援事業所の管理運営	
	4 総合相談体制の整備や支援体制の充実	4-1 地域包括ケアシステムや生活支援サービス構築に向けた取り組み 4-2 高齢者や障害者の総合相談体制や権利擁護の充実 4-3 地域ぐるみの認知症支援	4 市社会福祉協議会の体制強化	4-1 地域福祉活動の財源確保 4-2 情報発信手段の拡充 4-3 プロパー（専従）職員を中心とした体制づくりの強化	

連携による推進

